

第 9 回食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成22年4月19日)

開催日及び場所		平成 21 年 1 月 9 日 (水曜日) 総合食料局中央会議室	
委員		塩田忠典 (団体職員) 尾崎輝郎 (公認会計士) 山口俊明 (公認会計士)	
審議対象期間		平成 21 年 7 月 1 日～平成 21 年 9 月 30 日	
審議対象案件		484 件 うち、1 者応札案件 49 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 2 件	
抽出案件		10 件 うち、1 者応札案件 3 件 (抽出率 2%) (抽出率 30%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 2 件 (抽出率 20%)	
抽出 案件 内 訳	一般競争	4 件 うち、1 者応札案件 2 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 2 件	
	指名競争	3 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
	随意契約 (企画競争・公募)	1 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
	随意契約 (その他)	2 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
(特記事項)		・開催時間が超過したため、原材料用委託変形加工の契約は次回委員会開催時となった。	
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回答等
		(詳細に記述すること。) 別紙のとおり	(詳細に記述すること。) 別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	
[これらに対し部局長が講じた措置]		[]	

事務局：総合食料局総務課経理室

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 4 条第 1 項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。) をいう。

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>○輸入米の買入委託契約 【タイ産うるち精米長粒種5,000トン】 (指名競争入札)</p> <p>・ 順調に入札の不正とかなく契約できましたか。</p> <p>・ 輸入麦の委託契約書と見比べているのですが、輸入米のこの買入委託契約書第15条(事故品又は荷粉品の区分及び処理)の買入対象外の項について、第4項に付録1第17に定める手続きに基づき、措置計画書を甲に提出するようになっていますが、措置完了報告書はどうなっていますか。</p> <p>・ 輸入米の場合は、事故もあったことから、かなり細かく厳しくやっているということでしょうか。</p> <p>・ 落札者が3者ありますが、数量はどうなっているのでしょうか。</p> <p>・ 5,000トンを3者で分け合ったのですか。</p> <p>・ 競争参加資格業者は従来と一緒ですか。</p> <p>・ この抽出事案は、契約日が9月16日ですが、タイ産米の今現在の価格と比べるとどうなのか。</p>	<p>・ 輸入米の買入委託契約についてご説明させていただきます。抽出案件は、タイ産うるち精米の5,000トンの買入委託契約です。従来から約77万トンの約束数量のうち、10万トンのSBS輸入を除いた部分については、一般輸入として競争入札により買付けています。今回の事案は、輸出国において平成21年10月1日から12月15日の間に船積みして日本に輸入することになっています。</p> <p>・ そういう事案は起きていません。</p> <p>・ 買入対象外米穀の処理については、買入委託契約書第15条の第4項、付録1第17の(2)及び別紙6(「輸入米穀の買入対象外米穀の取扱いについて」)の第2の4の規定に基づき、輸入業者から「措置完了報告書」を提出させることとしています。</p> <p>・ 買入対象外米麦の扱いについては、輸入業者から処理計画書を提出させた上で農政事務所職員の立会いの下で処理を行い、処理終了後は措置完了報告書を提出するという手続きであり、これは輸入米も輸入麦も同じです。</p> <p>・ それぞれ5,000トンずつです。</p> <p>・ いいえ、入札を一口5,000トン×3口で実施したということです。</p> <p>・ 合併等で名称変更した業者もあり、資格者数は数年で1者、2者減ってはいますが、それ以外はほぼ変化ありません。</p> <p>・ 当時と比べると、現在の方が100ドル位上昇しています。これは、インドで干ばつ、フィリピンでは台風の影響で米の生産が減少し、それぞれの国で米を新たに輸入又は輸入数量が増加するという要因があるためです。</p>

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・これからの予定価格の算定が上がっていくという状況ですね。 | <ul style="list-style-type: none"> ・為替等、他の要素もありますが、米輸出価格自体は上昇しています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・提出された輸入米の落札業者別リストによるシェアの資料をみると、A業者ですが、前年度から取扱いが相当増えています。どうしてですか。以前、審査基準で評価の点数方式でランクがあり、急激に上がることができなかつたようにお聞きしていたのですが。 | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入米については基準数量は撤廃しました。平成20年3月頃にご説明したとおり、基準数量を撤廃して、競争を拡大していったということです。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・競争性は確保して、価格面では安く買えたのでしょうか。落札率が低くなったとかはありましたか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・相場とか、為替によって一概には言えませんが。入札毎に予定価格をクリアしたもののの中で、最も安価なものを買入れているところです。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・基準数量の撤廃ということから競争性が働いているということにつながっているのでしょうかね。 | <ul style="list-style-type: none"> ・競争の促進には繋がっていると思います。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・19年度に落札がなかった業者がありますが、何かあったのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各社とも応札はしています。落札できなかった理由は分かりません。 |

○輸入麦の買入委託契約

- 【食糧小麦アメリカ産 SH (セミ・ハード) 14,000 トン】(指名競争入札)
- 【食糧小麦アメリカ産 WW (ウェスタン・ホワイト) 21,000 トン】(指名競争入札)

- ・WWのクラブ・ホワイトのブレンド比率を10%以上に変更したことについて、特に品質の面等で影響はないのですか。

- ・麦の入札の説明をさせていただきます。2件とも8月6日に入札したもので、1件目はアメリカ産SH 14,000 トン、応札者3者、落札者三井物産(株)、契約日8月20日となっています。
- 2件目はアメリカ産WW 21,000 トン、応札者4者、落札者(株)カーギルジャパン、契約日8月20日となっています。
- 1件目のSHは、WWとの積合わせとなっています。WWは主に薄力粉の原料となるソフト系の小麦で、2つの銘柄をブレンドして作られます。今年は、そのうちのクラブ・ホワイトの生産が少なくなり、手当が難しかったことから、WWに関する当該応札が少なかったと推測しています。

- ・クラブ・ホワイトのブレンド比率が少なくなると、例えばカステラのふんわり感が出にくくなるといわれていますが、今まで通りクラブ・ホワイト20%以上の規格で買付けると、来年の5～6月にはWWがなくなってしまう状況です。そこで、ブレンド比率を減らすことによって、来年の麦が収穫されるまで供給がつながるので、途中で供給が途切れるよりは多少ブレンド比率が減ってもよいとの

<p>・価格は下がるのですか。</p> <p>・割合が低くなるとその分、安くなるのではないのでしょうか。それが変わらないというのはなぜなのでしょう。</p> <p>・それは入札予定価格そのものも変わっていないということですか。</p> <p>・アメリカ産クラブ・ホワイトの生産が少ないということですが、それに代わる同じ性質の麦、或いは他の地域なら手当てできるのでしょうか。</p> <p>・先ほどの輸入米と違って、麦は基準数量の廃止という取扱いをしていないのですね。</p> <p>・制限なく応札して、果たして本当に履行できるのかということですか。</p> <p>・19年度の契約金額に比べ、20年度の契約金額が半分近くに下がっているのはなぜなのでしょう。</p>	<p>製粉メーカーの要望を踏まえて、先般、WWの買付規格を改正しました。</p> <p>・年間を通じて買う量は変わらないので、価格も変わらないと聞いています。</p> <p>・クラブ・ホワイトの生産量は20万トン程度しかありませんが、それを全部買うのは変わらないので、値段も変わらないということです。</p> <p>ただし、これから買うものについては実際どれくらいの値段になるか分かりません。規格改正後の2回の入札結果をみると、殆ど変わらないという状況でした。</p> <p>・若干は相場の動きによって変わっています。しかし、20%比率を10%比率に下げたからといって、価格が変わるということにはなりません。</p> <p>・今のところ、クラブ・ホワイトに代わるものはないと聞いています。</p> <p>・輸入米と同じ時期に廃止を検討したのですが、麦は需要量の約9割を輸入に頼っており(年間輸入量約500万トン)、基準数量を設けなくて全く自由にした場合、あまり能力のない者が多量に落札したが履行できないという事態になると困るので、2年間の経過期間を設け、この間に特段問題がなければ廃止する方針となりました。</p> <p>・資本や人員の面で大量に買えるほどの十分な能力がなくても、安く応札すれば落札できますが、実際に買付けたら日本まで運んでくることができなかつたりしたのでは困るので、基準数量を緩和しましたが、撤廃はまだしていません。</p> <p>これまでのところ、十分な能力がないのに大量に落札した者も、基準数量があるために応札したいけれどできないという者もいないので、基準数量を撤廃しても大丈夫ではないかと考えています。</p> <p>・ちょうど19年度から20年度の初めにかけて穀物価格が高騰したため、19年度の買付価格が非常に高くなったということで、20年度はそれが落ち着いてきたので下がっています。19年度の価格が異常だったとみています。</p>
--	---

・どのような点が原因で入札価格に差が出るのでしょうか。

・生産者との結び付きも影響があるのでしょうか。

・WW を扱っているのは4社だけなのですか。また、品質にばらつきはあるのですか。

・もう一つの事案は三井が高くして他の者が落としている状況ですが、どうしてでしょうか。

・そういう傾向があるという情報とか、買付相手の状況の把握などは、当然必要であると思います。

○政府所有食糧運送契約

【東京都から沖縄県、4,000 トン】
(一般競争入札)

【福岡県から沖縄県、2,400 トン】
(随意契約)

・一般競争入札の関係ですが、応札者は1者ですが、問い合わせがあったのは何者ですか。

・推測ですが、おそらく、アメリカで日本向けに麦を売る輸出業者は4社で、どこの輸出業者から麦を買うかは各商社によって大体決まっており、そこで差が出ると思われます。

それ以外には、日本まで運んでくる船賃。これは船会社との交渉で決まるもので、安く契約できればそこでも差が出ると思われます。

・その部分と船会社から安い価格をとれるかが一番影響があると思います。

為替はどこでも殆ど同じだと思います。

・WW はアメリカ北西部で生産される小麦で、西海岸で麦を売る輸出業者は4社です。輸出業者は生産地との結びつきがそれぞれありますので、ばらつきもあると思います。

・2件目の方は、WW21,000 トンの買付で、WWがなかなか手に入らない状況の中、1件目(WW6,000 トン)と比べ数量が多いことから、おそらく、三井が取引している輸出業者が21,000 トン分については安い価格で手当てできず差が出たのではないかと推測しています。

・色々と情報収集をしていますが、いくらで売るかといった売買の情報は、なかなか把握できない状況です。

・一般競争入札の方ですが、東京都から沖縄県までの運送で、運送数量2,000トン、応札者は1者、契約相手方は全沖輸送運株式会社です。

随意契約の方ですが、会計法第29条の3の第5の不落随契となっています。福岡県から沖縄県への運送で、運送数量1,200トン、応札者1者、契約相手方は全沖輸送運株式会社です。随意契約の理由及び経緯としましては、競争入札と同様の条件として、政府所有米穀の適切な運送を行わせる目的から、貨物運送関係法令に基づく運送事業者を要件としております。

・入札説明会参加者は5者です。

<p>・5者説明会に来て、1者しか応札しなかった場合というのは、来なかった業者に問い合わせ等はしないのですか。</p>	<p>・行っていません。入札の説明ですが、東京から沖縄までのルートだけでなく、他のルートの入札説明会も同時に行っているため、5者が全部参加するというのは確認はしていませんが、入札公告で全ての内容が分からないので、説明会を聞いて参加するかしないか判断している業者もいるので、声を掛けてはいません。</p>
<p>・今までこの会議等で見えますと、沖縄関係の運送というのはこの業者強いのですか。安いコストで運送できるということでしょうか。</p>	<p>・比較的、他の業者も落札しているが、全沖株式会社が落札している回数が多いです。</p>
<p>・契約金額の欄に、1コンテナというのがありますが、このコンテナというのは大きい方なのか</p>	<p>・大きいほうの20フィートのコンテナです。</p>
<p>・どこの船会社でも、20フィートでも10フィートでも、持っている船によって安く運べるのですか。</p>	<p>・我々が使っています沖縄向けの運送では、20フィートが主流と聞いておきまして、場合によっては10フィートの方が少なくて調達が難しいと聞いています。</p>
<p>・落札率だけからいうと非常にいい数字が出ている感じがするのですが。</p>	<p>・この1者というのが、実際、夏場の運送ということで、米も暑い海上コンテナで運ぶということについては、品質に配慮して冷凍コンテナを要件としています。この冷凍コンテナは、全ての海上コンテナの中でも数量が限られているということがありますので、要件を付すことによって競争制限的な部分があったのかなという感じはします。</p>
<p>・先ほど5者参加したと言われましたが、こうした条件に合致している資格を持っているのは何者くらいあるのですか。</p>	<p>・一般的に貨物の運送ですが、自社で運送する一般貨物運送と利用貨物運送というのがありまして、かなりの業者はこちらを持っています。この利用貨物運送の免許を持っていれば、自社で船を持っていなかったり、沖縄に拠点が無かったとしても、依頼して発注することは、物理的にも可能だと思います。</p>
<p>・全沖運送というのは、委託するのではなく自社でやっている訳ですか。</p>	<p>・委託はしています。</p>
<p>・委託しているのであれば、その委託先の業者というのは、その資格を持っていないのでしょうか。再委託先の業者は競争の参加者になれないのでしょうか。</p>	<p>・参加者になれるところもあるのかどうか情報がありません。</p>
<p>・もしなれるのであれば安くできるのではないのでしょうか。直にやる方が安いと思いますが。</p>	<p>・物品・役務については、競争の仕組みを作って参加してもらうことが建前なので、契約履行能力があ</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・これは農水省の統一の資格基準ですか。 ・資格審査は当然、全省庁のものに必よらなくても、省独自の資格審査によって行うことができないのでしょうか。 ・国の資格と同時に、別に農水省の資格を設けてその合格した者を競争参加の入札公告を行うということをやっていくのがいいのではないのでしょうか。 ・本件については1者応札なので、今年の4月から原因分析をするようになっていますが、課として実施しましたか。 ・どうしてやらないのですか。やるようになっていますが。 ・1者応札となっていますが、それをどのように改善するかか考えはありますか。 ・契約金額が単価契約で3種類あるというのは、従来の契約でありましたか。 ・海上コンテナの条件を撤廃したことによって、応札者が増えたということはありませんか。 	<p>るかを全省統一で、名簿を作ってもらおうというが必要という仕組みにしてあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いいえ、農水省だけではなく全省庁統一の資格基準です。 ・今、仰ったことは、予決令でいうと第73条に該当することですが、うちの契約担当官である局長が独自に競争参加資格を定めてやるということです。 ・全省庁統一の資格基準は、各省庁の長が定めるようになっていますが、農水省全体で定める資格というのは、全省庁統一的な参加資格となっていますので、農水省の独自の競争参加資格というのは、大臣は定めてはいません。 ・課としては行っていません。 ・一つは冷蔵コンテナが要件となっていたことで競争制限がかかったのではないかとということと、沖縄へ向かう船の応札者が2者、3者となっている状況でしたので、そういうことが原因であろうということが推測されたので特に調査は実施していませんでした。 ・海上コンテナで運ぶということを従来から沖縄向けの運送で義務付けでやってきていましたが、実際にはトラックの荷台だけを船に乗せて運送することができるので、そういうことも考えています。 トラックの荷台でも運べるということで、海上コンテナという制限は沖縄向けでは外して、どのような形でも届けられるような入札形式に9月末の入札から変更しています。 ・今回が初めてです。沖縄向けの運送ですが、沖縄の需要がある程度予測ができるのですが、数量が確定していないことから、買受の運送直前になって数量が決まるという販売の入札に連動する部分がありまして、確定した数量が予測できないということから、単価入札をして実際の運送した数量の実績払いということで考えました。 ・沖縄向けで、今まで政府の入札に参加していなかった業者が落札して、今契約して運んで頂いている
--	---

ところですが、海上コンテナの制限を取っ払ったからかどうかは直接聞いた訳ではないので理由は分かりません。

○政府所有食糧寄託契約

【タイ産うるち精米 釧路、フルコ 2,000 トン】
(一般競争入札)

【タイ産うるち精米 佐世保、フルコ 3,000 トン】
(随意契約)

・一般競争につきましては、釧路港において保管する政府所有米穀の保管ということで、1者応札となっていてまして契約相手は、釧路倉庫株式会社です。

随意契約ですが、佐世保港において同様に輸入する政府所有米穀です。一般競争入札の結果、落札ができなかったため、不落随契を締結したということです。応札者は1者で西九州倉庫株式会社です。6月24日に保管倉庫選定の入札を行いました。全量不落札となったため、予定価格の範囲内で見積もり合わせによって随意契約を行ったということです。

・入札は2回までではなかったですか。

・再度入札が2回で、トータルで3回実施したことになります。

・最初の一般競争契約の落札率が高率ですが、どうしてそのようになったのでしょうか。

・北海道はこの前に何度か入札をしており、落札した単価は、前回、7月10日に実施していますが、北海道内の他の港における同じMA米の最高の落札価格と同一となっています。

落札価格は公にしていますので、業者としては、最高の価格から応札していったということでしょう。

・予定価格の作成において、実績を踏まえた積算を行っているのですか。

・はい、常に実績を踏まえて、その実績を織り込んだ予定価格を作っていくようにしています。

・そういう意味では落札率が高い、北海道は高いということですか。

・そうですね。予定価格もありますが、競争が進むかどうかはその地域の条件、個々の倉庫の条件があると思います。北海道の場合、MA米をエサ用として使用する飼料工場が多い中であって、倉庫業者は需要量に見合った数の業者しかいないので、競争が働きにくい状況だと思います。

・過去の応札者数はどのくらいあったのですか。釧路以外では複数の応札があったのですか。

・釧路の場合は、入札を開始したのは今回が初めてです。釧路以外は入札をやっています。

・釧路の4業者というのは、地元の業者という意味ではなく、本社は東京にあるとかという業者ですか。

・地元の業者です。MA米の入港は本船から10キロ以内、保税倉庫、検疫燻蒸できる倉庫など条件を満たす業者が4業者ということです。

<p>・4業者のうち2業者は倉庫に余力がないということから、倉庫がないというのと同じですが、1業者の意欲がないというのは商売を止めてしまうということでしょうか。</p> <p>・次回に保管の契約があると思いますが、一般競争の単価の出し方について、今説明されたようなことをもう一度資料に基づいて立て方など、説明頂きたいと思います。</p> <p>それから、旭川は応札者が少ないのですが、それはなぜですか。</p> <p>・調書では、ベトナム産の保管について、緊急随意契約を実施していますがこの説明を伺いたいです。</p> <p>・保管料はいくらだったのですか。</p> <p>・そういう時は手順としては先方から言ってくるのですか。それともこちらから言うのですか。</p>	<p>・政府所有物品に魅力がないということで、他にもみがある保管物品があるということだと思います。</p> <p>・それは、矯正施設向けの数量が少ないものだと思います。刑務所への売却のために一時的に保管するのですが、そういった少量の保管のためです。</p> <p>刑務所には保管場所がないので、少量ずつ買って頂くので、3トンというのは通常保管業者は扱ってくれないので、そういうところを受けていただいた業者です。</p> <p>・保管していた倉庫業者の経営が傾いて、今後、適正な保管ができないことから、早急に契約解除して保管する米穀を他の倉庫に保管していかなければならないということでした。しかも、夏場でしたので、万一、電気を止められてしまうと急速に品質が劣化することから、入札公告する時間もなく、周辺の倉庫業者との見積合わせを行い緊急随意契約をした次第です。</p> <p>・この者の場合については、向うの業者の理由によって倉庫を替えなければならないということが生じたので、その業者と契約している保管単価を予定価格として設定しています。</p> <p>・両方あります。先方から経営が立ち行かないので契約を解除して下さいといった事例は過去にもありますし、こちらから見て、契約の適正な履行ができないと見込まれる場合は、必要な調査をした上で契約解除することとしています。このことは、契約書に記載しております。</p>
<p>○役務等契約 【食品衛生上の技術的指導・助言等業務】 (一般競争入札)</p>	<p>・地方農政局・農政事務所の職員が、現場でカビ状異物等を発見したときに、食品衛生法上問題があるかないかを判断するに当たって、助言を受ける専門家を調達することと、併せて食品衛生法に関する基礎知識を職員研修という形で実施する場合には、講師として派遣をしてもらうということで調達した請負契約です。</p> <p>21年度の1年間の業務ということで調達しまして、要件として現場における指導を頂くということ</p>

<p>・現場指導している時間と報告書作成の時間が含まれているということだと、両方の作業をやっているということですか。</p> <p>・実態は、2時間この仕事で現場において指導された訳ですか。</p> <p>・契約者は公益法人ですが、所管はどこですか。</p> <p>・説明会も参加した者も1者ですが、予定価格の見積の者がもう1者あったのですが、これはどうなったのでしょうか。</p> <p>・一般競争で技術的指導や助言指導業務というのは通常実施するのですか。 この事業内容からいうと、なかなか広く公告して参加者を求めることは難しい仕事なので、現実にはこれの公告を出しても応じられる者は、公益法人とかコンサルタント会社とかになると思いますが、その辺はどうなっているのでしょうか。</p> <p>・仕事の内容から、OBの方とか良く知っている人でないとできない仕事だと思うんですね。</p> <p>・契約するうえで、参加者を公募する訳ですが、現実に応募できる者がいるのでしょうか。</p>	<p>で、HACCPやISO 22000の講師や責任者の経験者、食品衛生監視員又は食品衛生管理者等の経験者を5名以上を有して全ての都道府県で対応できる者を参加資格としました。</p> <p>結果として1者の応募となりまして、相手方が社団法人日本食品衛生協会です。</p> <p>・調達内容は、現場指導の実施と報告書の作成ですが、現場では報告書作成までできないので、持ち帰ってやることとなります。私どもが確認できる現場の指導時間の中で報告書作成の時間の分を含めて支払うという考え方です。</p> <p>・追加の資料の依頼で、業務終了届の件ですが、近畿農政局の事例ですが、現場の実際指導した専門家から出ているものです。 ここにはうちの職員も当然立ち会っていますし、職員へも指導を頂いているので報告が上がって、2時間だということが間違いはないということです。</p> <p>・厚生労働省の所管です。</p> <p>・結局この者も、各県なり各地域にそれぞれあるということで情報交換等はやりますが、全国区の団体として物事を契約してまとめてやるということにはなかなかならないということです。</p> <p>・仰るように、全国を網羅して人を派遣することができる者というのは限られていると思います。</p> <p>・基本的にそういうものであっても、一般競争に付すことが適当であるといわれるものは付すということが原則です。</p> <p>・これに限らず、他に特殊な役務や業務に該当する場合もありますので、我々が裁量を働かせて選定をするというのは良くないことで、手続きの透明性を確保するためには広く入札に付すということです。</p>
---	--

○役務等契約

【農業改良資金制度運営推進委託業務（資金関係データ管理事業）】（一般競争入札）

【農業改良資金制度運営推進委託業務（農業改良資金有効活用等推進事業）】（一般競争入札）

・有効活用推進事業ですが、落札額は1500万円程度で、片方は3者で、片方は2者と同じような数字が出ているので仕事の内容としては同じようなものなんですかね。

・有効活用等推進事業の方は、参加できる業者はあるのですか。

・民間コンサル会社系統ではあまりうまみはないのでしょうか。

・契約書がついていませんが、この委託事業は確定契約でやっているのですか。

・概算契約であれば、要は実績で給与とかの費用を支払うことになると思いますが、契約額を支払うに当たってどのような確認をしているのですか。

・契約金額と違う金額で清算するというのもあるのですか。

・契約書で確認すれば分かるのですが、概算契約の場合は、実績額をきちっと確認するようになっていないのでしょうか。確認を行っているのであれば資料が残っているはずだし、それを見れば、いくらかということは当然分かるということですね。

・資金関係データ管理事業の委託先につきましては、一般競争入札により実施し、契約の相手方は、社団法人全国農業改良普及支援協会です。入札説明書受領業者2者、入札説明会参加業者1者ということとなっています。

もうひとつの農業改良資金有効活用等推進事業の委託先は、こちらも一般競争入札で契約の相手方は社団法人全国農業改良普及支援協会です。入札説明書受領業者3者、入札説明会参加業者は1者ということとなっています。

・内容的にはデータ管理事業は、機械的にデータを集計して取りまとめ、帳票等を作成するということが、有効活用等支援事業の方は、関係者等を集めて会議とかイベント等の広報的な部分の事業をやってもらいます。

・やろうと思えば他にも業者はいるのだと思います。

・昨年は、1者通常のコサルタント業者が入札説明会に参加されましたが、実際の入札の方には参加されませんでした。今年、その者にどうして入札に参加しなかったのかということを知ったところ、コスト的に割に合わないということで入札には参加しなかったということです。

・他の農林水産省の一般的な委託契約と同じです。

・実績の確認については、まず成果品を確認します。その後で実際に掛った費用について実績報告書を基に委託先の帳簿や領収書を確認してチェックすることとなります。

・実際に費用がかからなかった場合には、違う金額となる場合があります。

・実績報告書の額については、その金額が実際に支払われたかどうかを、委託先の事務所に行って、帳簿や領収書を見て確認している。また、実際に作業を行ったかどうか作業日誌などを見て確認しています。しかし、その日の作業が何時間だったとかまで細かくチェックはしていないし、領収書や帳簿

の確認は行っているが、証拠書類として領収書等の写しを取ったりしているわけでもないので、前年度の細かなデータを保有している訳ではありません。

・随意契約ではないし、前年度の実績だし、今回一般競争入札をやる場合に、別に前年度の実績を参考にする必要はないという考えもありますので、そこはちゃんと反論して頂ければと思います。

20年度の契約書とか実績報告書等を見せて頂いてその実際の支払額をどのようにして確定したか説明を聞きたいと思いますが。

・次回の委員会に説明を頂くということでしょうか。

・委員のご指摘は、最終的に清算行為をして、人件費としていくら支払ったかという内容を知りたいということと、昨年の結果が今年度の事業の予定価格に対してどのように反映しているのか聞きたいということなんですね。

・昨年の実績報告書と契約書で説明します。